平成２１年（フ）第１２号
奈良県宇陀市榛原区萩原801番地の１　宇陀市介護老人保健施設さんとぴあ榛原、住民票上の住所奈良県宇陀郡御杖村大字神末958番地
破産者　宮本　京子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３５１号
札幌市豊平区平岸１条５丁目２番29―301号
破産者　鈴木　　登
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６５号
仙台市太白区鈎取４丁目４番50号　310アヴェニュー305
破産者　武藤由美子
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
埼玉県川越市大字的場534番地８　レオパレスラプリモⅢ102号室、開始決定時の住所埼玉県比企郡小川町大字青山657番地７
破産者　岩瀬　　務
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３２号
埼玉県行田市本丸19番23号
破産者　長谷川紀生
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２１８号
神奈川県厚木市上荻野4313番地７
破産者　森　　清治
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第７３８号
静岡県牧之原市細江6088番地１　メゾンはにはら207、旧住所静岡県牧之原市細江1654番地１
破産者　鈴木　吉幸
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０４号
静岡市葵区瓦場町50番地　エクセル・サンヴェール303号
破産者　太田　賢一
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第４１８２号
愛知県知多郡南知多町大字内海字西端後12番地の１、開始決定時の住所愛知県知多郡美浜町大字奥田字砂原39番地
破産者　観光旅館山本屋こと　山本　準治
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０５０号
静岡県磐田市城之崎２丁目７番地９
破産者　伊藤　邦彦
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３１号
愛知県常滑市西之口４丁目32番地の１　レオパレスやましょう105号室
破産者　土居　一彦
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１０７号
名古屋市北区五反田町253番地　ノールプラージュ702号
破産者　リフォームドクターこと　鈴木　勝大
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０３号
名古屋市港区遠若町１丁目60番地の２、開始決定時の住民票上の住所名古屋市中村区黄金通６丁目５番地の２
破産者　飯沼　忠康
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０５号
名古屋市中村区黄金通６丁目５番地の２
破産者　飯沼　正枝
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０８２号
神戸市北区北五葉４丁目11番18号
破産者　林田　弘絵（旧姓多賀野）
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市緑台１丁目２番13号
破産者　関野　謙一
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６６号
兵庫県姫路市大津区天満547番地９
破産者　吉田　文子
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８７号
兵庫県神崎郡市川町西田中８番地59
破産者　伊藤　昌治
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３５号
兵庫県姫路市野里432番地８、開始決定時の住所兵庫県姫路市仁豊野274番地４
破産者　内海　洋和
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部